

旭医大達 1 2 2 号

旭川医科大学医学部医学科の学生支援メンター委員会規程を次のように定める。

令和 5 年 9 月 6 日

旭川医科大学長 西 川 祐 司

旭川医科大学医学部医学科の学生支援メンター委員会規程

(設置)

第1条 旭川医科大学（以下「本学」という。）に、医学部医学科の学生（以下「医学科学生」という。）の相談体制充実のため、旭川医科大学医学部医学科の学生支援メンター委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(定義)

第2条 この規程において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) メンター 医学科学生からの学生生活及び修学上の相談を随時受け付け、寄せられる相談に対応する本学教員。
- (2) メンター制度 前号のメンターによる医学科学生の相談を受け付け対応する体制。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) メンターの支援及びメンター制度の運用に関すること
- (2) 医学科学生からメンターに寄せられる相談等の事項に関すること
- (3) 医学科学生のキャリア形成支援に資する事項に関すること。
- (4) その他、メンター制度に関すること。

2 前項第2号のうち、学生の教育及び厚生補導に関するもので、教務・厚生委員会での審議が適切な事項は、教務・厚生委員会に審議を求めることとする。

(構成)

第4条 委員会は次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 地域共生医育統合センター長
- (2) 入学センター長
- (3) 入学センター副センター長
- (4) 教育センター長
- (5) 教育センター副センター長
- (6) 教育センター専任教員
- (7) 卒後臨床研修センター長
- (8) 卒後臨床研修センター副センター長
- (9) 専門医育成・管理センター長
- (10) 地域医療教育学講座の教授
- (11) その他委員長が必要と認めた者 若干人

2 前項第11号の委員は委員長の推薦に基づき学長が委嘱する。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、第4条第1項第1号の委員をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名した委員が、その職務を代行する。

(議事)

第6条 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、学生支援課において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和5年9月6日から施行する。

2 旭川医科大学医学部医学科学生のキャリアプラン支援委員会要項（令和3年11月10日学長裁定）は、廃止する。

【制定理由】

医学部医学科の学生支援メンター制度発足に当たり、学生支援メンター委員会の規程を制定するもの。